

委員会では、付託された議案等の審査や所管する事項の諸問題について調査を行っています。

議員定数、議員報酬・・・

# 「議会改革」 どう進める?!



議員定数等調査特別委員会（平成21年6月設置）は、議会として自ら議員定数や議員報酬に関する事項の調査を行っています。

中間報告として、これまでに決定した事項をお知らせします。

議員定数等調査特別委員会

## 最終報告は来る9月定例会

### 5つの方針

- ① 議員定数について
- ② 議員報酬について
- ③ 費用弁償について
- ④ 政務調査費について
- ⑤ 会派制について

当委員会の方針として、次の5つの事項の調査、検討を行うことが決定しました。

市町村合併に伴い、議員定数を見直すという風潮が全国的に広がっています。当委員会が県内32市議会に対して行った「議員定数等に関する調査」の結果からも、28市が過去10年間に議員定数条例の改正を行っていること、また改正を行っていない9市の中でも本市を含む3市が特別委員会を設置して議員定数等の検討を行っていることが分かります。

### 議員の人数 上限はあるの?

市町村議会議員は、地方自治法第91条で人口に応じて上限数が決められており、定数は条例で定めることになっています。

●地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。  
〔抜粋〕⑤人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

●行方郡麻生町、同郡北浦町及び同郡玉造町の廃藩分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

「行方市」の議会の議員の定数は、24人とする。

### 議会メモ 会派とは

市政に対して同じような考え方や意見を持っている議員が、グループをつくって活動する、このグループを「会派」といいます。行方市議会には会派はありません。

ました。

当委員会では、議員定数は、単なる経費削減のためだけではなく、地方分権時代に対応した議会の役割、議会運営のあり方を総合的に検証する中で、議員報酬、費用弁償や政務調査費等も含めて検討していくべきと考えています。定数を見直

すことによって、議会のチエック機能の低下や、住民の意思の反映に支障を来たしては、「議会改革」とはいえません。また、行方市議会には結成されていませんが、会派制についても研究を行います。

今後は、本市の人口規

模や県内32市議会の状況などを基に、5つの事項についてさらに調査を進め、平成22年9月定例会での最終報告を目指し、論議を重ねていく計画です。今後も引き続き、当委員会の活動経過をお知らせしていきます。